

一般社団法人全信工協会テレワーク規定

令和3年1月5日
理事長規定第3号

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人全信工協会（以下「本会」という。）の事務局職員が情報通信技術を利用して事務所外で勤務するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、「テレワーク」とは、情報通信技術を利用して事務所外において業務に従事することをいい、テレワークを行う者を「テレワーク勤務者」という。

(適用対象者)

第3条 テレワークの適用対象者は、テレワークを希望する者のうち、事務局長の承認を得た者とする。ただし、次の各号に該当する者については、テレワークを認めない場合がある。

- (1) 採用後間もなく、自律的に業務を遂行することが難しいと認められる者
- (2) 情報通信機器等の操作に不慣れな者
- (3) 職務内容がテレワークに適さない者
- (4) 事務局長が不相当と認めた者

2 事務局長は、天災事変、交通障害、感染症の流行その他の事情により、テレワークを実施することが適切であると判断したときは、理事長の承認を得て全職員にテレワークを命じることができる。

(申請手続)

第4条 テレワークを希望する者は、事務局長の許可を得るものとする。

2 事務局長は、業務上その他の事由により、テレワークの許可の可否を判断し、また、テレワークの許可を取り消す場合がある。

(就業場所)

第5条 テレワークの就業場所は、自宅または事務局長が許可する場所とする。

(労働時間)

第6条 テレワークの労働時間および休憩時間は、通常勤務の場合と同じとする。

2 テレワーク勤務者は、テレワークの開始時刻および終了時刻を、電話、電子メールその他事務局長が指示する方法により事務局長に連絡するものとする。

- 3 テレワーク勤務者が勤務中に、私用のために業務を一時中断した時間、および自宅と協会との間を移動した場合の移動時間は、労働時間として扱わない。ただし、業務上の事由により勤務中に移動を命じられた場合は、当該移動に要する時間を労働時間として扱う。
- 4 テレワーク勤務者は、原則として、時間外労働、深夜労働および休日労働を行ってはならない。ただし、業務上必要と認められる場合は、事務局長への事前の申請に基づき、認められることがある。

(服務規律)

第7条 テレワーク勤務者は、自律的かつ効率的に業務を遂行し、誠実に業務に専念するものとする。

- 2 テレワーク勤務者は、業務の進捗状況について、電話、電子メールその他事務局長が指示する方法により、適宜報告するものとする。
- 3 テレワーク中に私用のために業務を一時中断する場合は、事前に事務局長に申請して、許可を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に申請することができない場合は、事後速やかに申し出るものとする。
- 4 テレワーク勤務者は、次の各号のいずれかに該当したときは、通常勤務に復帰するものとする。
 - (1) 許可を受けた期間が満了し、期間の更新がないとき
 - (2) テレワークを行う理由が消滅したとき
 - (3) 通常勤務への復帰を命じられたとき

(情報通信機器等の貸与)

第8条 本会は、業務の遂行に必要な情報通信機器等をテレワーク勤務者に対し貸与する。

- 2 テレワーク勤務者は、貸与された情報通信機器等に本会の承認のないソフトウェア及びアプリケーションをインストールしてはならない。

(情報漏えいの防止)

第9条 テレワーク勤務者は、業務の遂行にあたり、情報漏えいの防止に努めるものとする。

- 2 業務に必要な機器、資料その他情報を本会の事務所から持ち出す場合は、あらかじめ事務局長の許可を得るものとし、持ち出した機器、資料その他情報を厳重に管理するものとする。

(費用負担)

第10条 テレワークの実施時に発生する通信費、郵便費、事務用品にかかる費用その他本会が認めた費用は、本会の負担とする。

なお、請求可能な費用の範囲は、別途定める。

- 2 テレワーク勤務者は、費用の立替払いをした場合は、明細の記載がある領収書等を本会に提出し、精算する。

(連絡体制)

第11条 テレワーク実施時に事故等が発生した場合、テレワーク勤務者は、直ちに事務局長に連絡するものとする。

なお、事務局長の不在時は、事務局長があらかじめ指定した代理者に連絡するものとする。

- 2 緊急事態発生時におけるテレワーク勤務者への連絡は、事務局長又は事務局長が指名した者が行うものとする。

なお、テレワーク勤務者は、不測の事態が発生した場合の連絡に備えて、複数の連絡方法を本会に届け出ておくものとする。

(安全衛生・災害補償)

第12条 本会は、テレワーク勤務者の安全衛生の確保および改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令を遵守し、労働災害の防止に努めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年1月5日より施行する。